

議案第32号

備前市税外収入金を期限内に完納しない場合における徴収条例の一部を改正する
条例の制定について

備前市税外収入金を期限内に完納しない場合における徴収条例の一部を改正する条例を次の
とおり制定する。

令和3年2月24日提出

備前市長 田原隆雄

備前市条例第 号

備前市税外収入金を期限内に完納しない場合における徴収条例の一部を改正する条例

備前市税外収入金を期限内に完納しない場合における徴収条例(平成17年備前市条例第89号)
の一部を次のように改正する。

附則第3項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(」に、「の規定によ
り告示された割合」を「に規定する平均貸付割合」に改め、「(以下「特例基準割合適用年」と
いう。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞
金特例基準割合に」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の備前市税外収入金を期限内に完納しない場合における徴収条例の
規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応す
る延滞金については、なお従前の例による。

議案第32号参考資料

備前市税外収入金を期限内に完納しない場合における徴収条例新旧対照表

改正案	現行
<p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>3 当分の間、第4条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(<u>租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合</u>)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年 <u>中</u>においては、年1</p> <p>4.6パーセントの割合にあっては<u>その年</u> <u>における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</u></p>	<p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>3 当分の間、第4条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に<u>租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)</u>が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年<u>(以下「特例基準割合適用年」という。)</u>中においては、年1</p> <p>4.6パーセントの割合にあっては<u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合に</u> <u>年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に</u> <u>年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</u></p>